日刊

(日曜日、土曜日、休日休刊)



^発 行 東京都 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ŋ ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

第一

項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

発

次

目

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(環境局環境改善部化学物質対策課)

 $\overset{\smile}{:}$

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定解除………………………(同)… 三

三

…………………(建設局道路管理部路政課 рЦ

○昭和五十五年東京都告示第二百九十五号(東京港

海岸保全施設操作規程)の一部改正…………… 九

…………………(港湾局港湾整備部計画課):

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…… ········(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…

九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 件) ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…|()

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)…||

告

示

●東京都告示第二百三十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

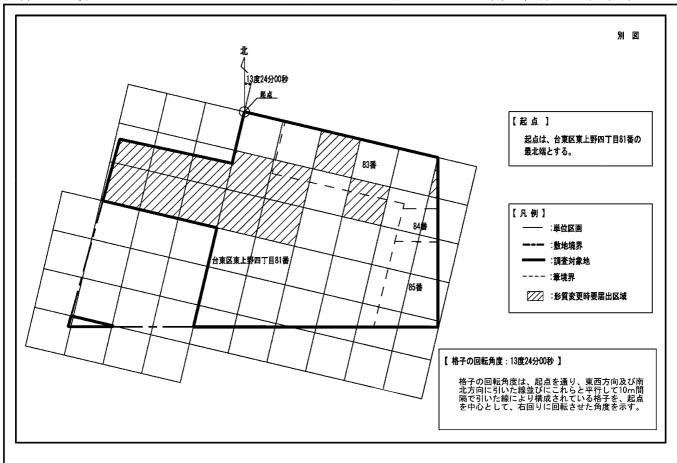
1

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 令和五年三月十四日 東京都知事 小 池 百

四丁目地内) 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区東上野 合子

物並びにふっ素及びその化合物 に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 鉛及びその化合

害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物



害物質の種類の種類

鉛及びその化合物

二丁目地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり

(板橋区上板橋

東京都知事

小

池

百

合子

土壤汚染対策法施行規則

条第二項の基準に適合していない特定有

(平成十四年環境省令第二十

●東京都告示第二百三十八号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第六条第二項の規定により、

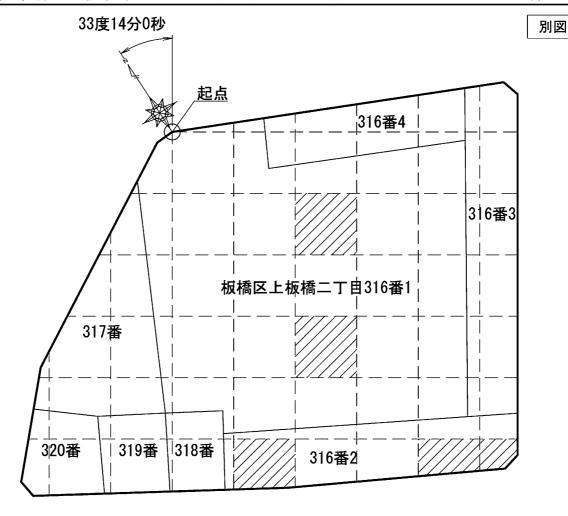
令和五年三月十四日

)を指定するので、

同条第三項において準用する同法

次のとおり告示する。

3



【凡例】

- ---単位区画境界線
- 筆境界
- 調査対象地



形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、板橋区上板橋二丁目316番1の 最北端とする。

【格子の回転角度(33度14分0秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、

東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔 で引いた線により構成されている 格子を、起点を中心として、右回 りに回転させた角度を示す。

> て準用する同法第六条第二項の規定により、 した区域の全部の指定を解除するので、

四

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去 その化合物

定有害物質の種

鉛及びその化合物並びにふっ素及び 一項の基準に適合していなかった特

規則第三十一

一条第一

その化合物並びにふっ素及びその化合物

に適合していなかった特定有害物質の種類

シス

項の基準

砒素及び

二-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、

九号。以下

「規則」という。

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第1 第三十一条第一

丁目地内

指定を解除する区域

別図のとおり

(品川区北品川

東京都知事 小

令和五年三月十四日 池 百 合 子

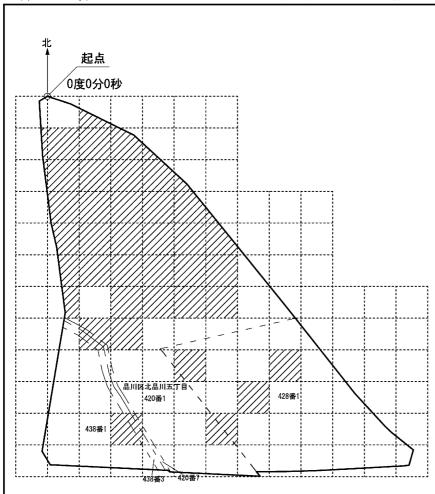
東京都告示第二 土壤汚染対策法 一項の規定により、 一百三十九号 (平成十四年法律第五十三号) 平成二十六年東京都告示第六百二 第十

六号及び平成二十八年東京都告示第千八十九号により指定

同条第三項におい

次のとおり告

別図



【凡例】

単位区画

筆境界

敷地境界

指定を解除する区域

【起点】

起点は品川区北品川五丁目420番1の最北 端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方 向及び南北方向に引いた線並びにこれら と平行して10m間隔で引いた線により構 成されている格子を、起点を中心とし て、右回りに回転させた角度を示す。

 \equiv 変更の概要

別図表示のとおり

路線名

東京都知事

小

池

百 合 子

間東京都建設局道路管理部にお

いて一

般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

変更の区間 地内まで
地内まで
西東京市下保谷四丁目三百十一番五地先 飯田橋石神井新座

●東京都告示第二百四十号 道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第

項

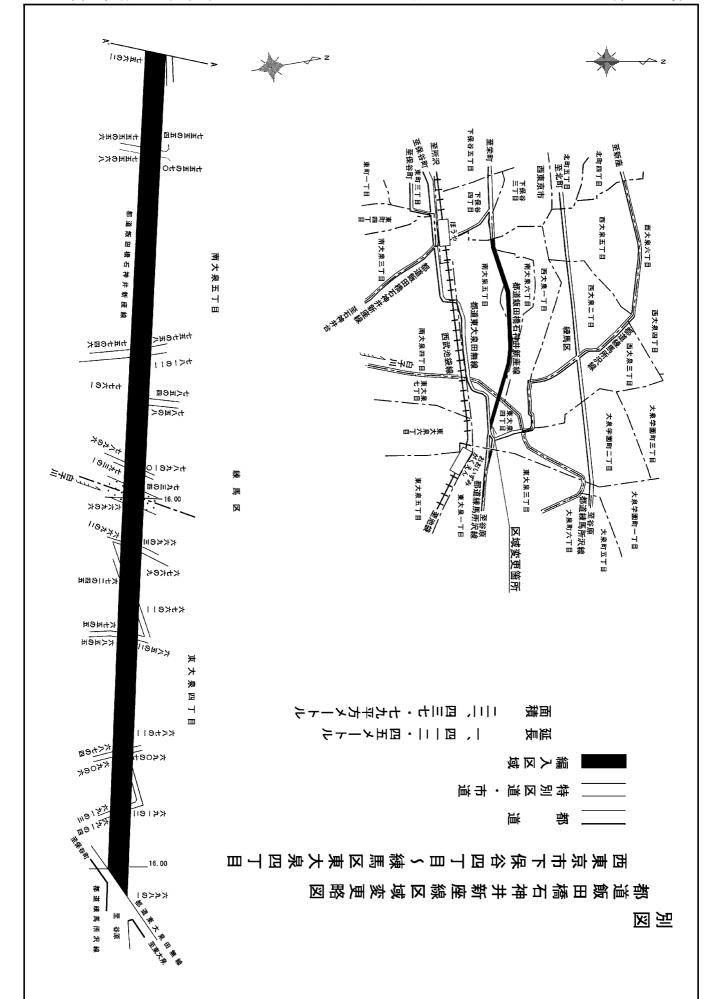
の規定により、

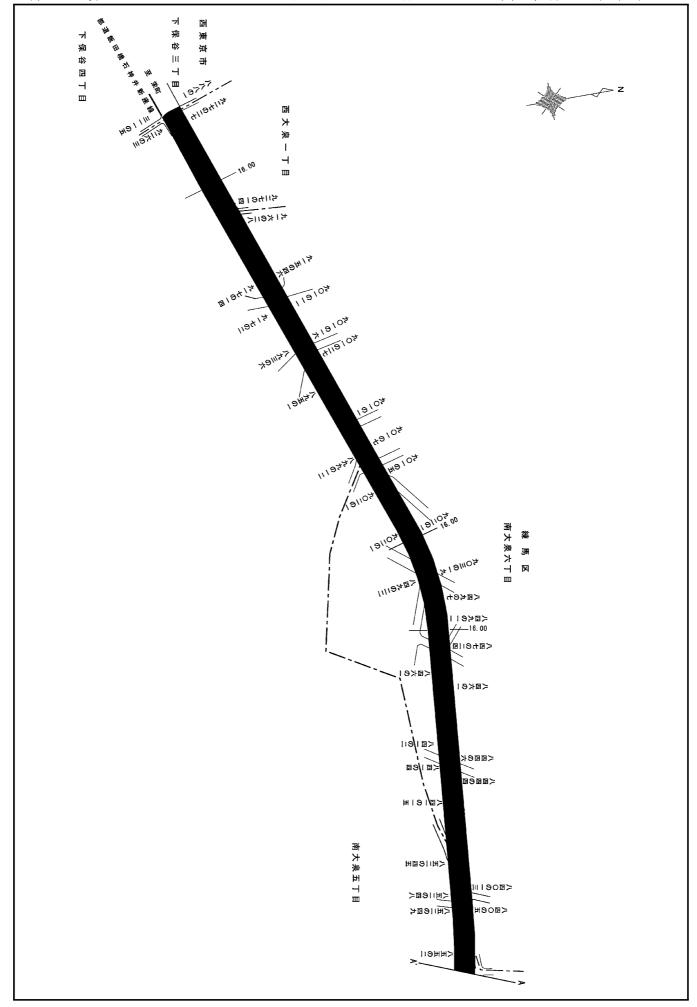
都道の区域を次のように変更する。

令和五年三月十四日から起算して二

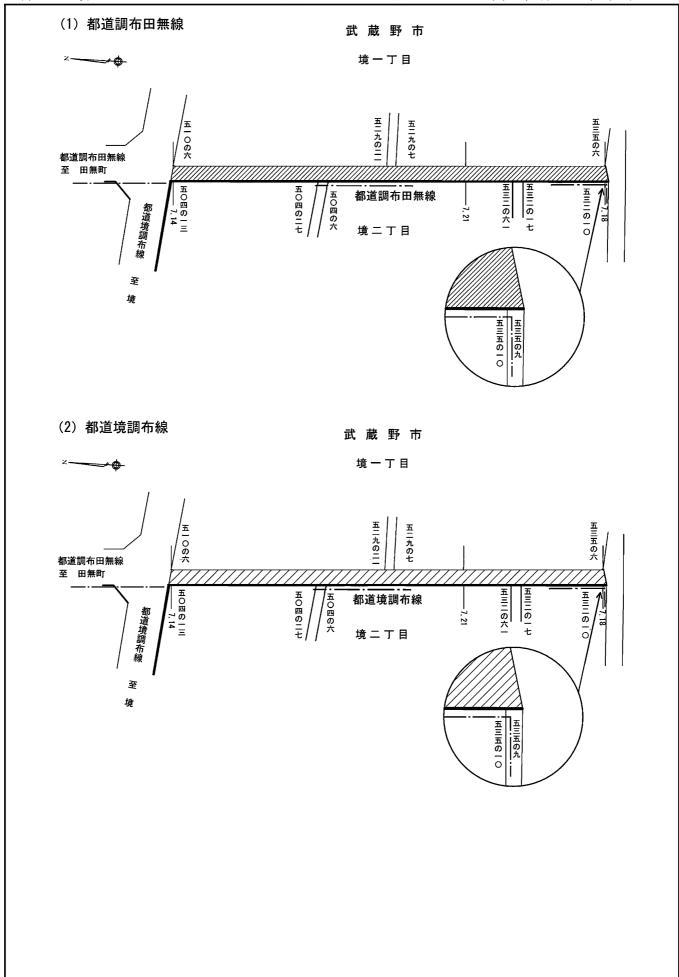
週

その関係図面は、





7 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 の規定により、都道の区域を次のように変更する。 ●東京都告示第二百四十一号 別 その関係図面は、令和五年三月十四日から起算して二週 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第 都道境調⁴ 武蔵野市境 巡 布田線無 (1)都道調廃止区域 市都 (2) 重用廃止区域 都道境調布線 (都道調布田無線との重用廃止) 都道調布田無線 線 面 延 積 長 面積 延長 丁目~境二丁目 道 道 区 |域変更略図 三七七・九五平方メートル 三七七・九五平方メートル 一九三・二七メートル 一九三・二七メートル 項 $(\stackrel{\frown}{-}) \ (\stackrel{}{\longrightarrow})$ 令和五年三月十四日 路線名 変更の区間 武蔵野市 至東伏見し 至田無町 至上水本町 モノ水本町 都道だ並あきる野線 から同市境二丁目五百四番十三地先ま武蔵野市境一丁目五百三十五番九地先 調布田無 東京都知事 関前五丁目 *,* 西久保二丁目 都道調布田無線 桜堤 関前一丁目 境四丁目 至吉祥寺本町 一丁目 小 境三丁目 西久保一丁目 仙川 境二丁目 池 境一丁目 上連雀一丁目 境五丁目 百 合 立川 西武 都道境 多摩川線道境 境南町 西町 荷線 JR中央線 至新宿 子 三鷹市 むさしさがい 都道調布田無線 都道調布田無線 上連雀三丁目 境南町 二丁目 境南町 (\Box) $\stackrel{\frown}{(\frown)}$ (Ξ) (Ξ) 三丁目 路線名 変更の区間 変更の 変更の概要 上連雀 五丁目 上連雀 四丁目 井口 五丁目 境南町五丁目 が概要 - 北町北町 至井口 至上石原 武蔵野市境二丁目五百四番十三地先か 境調布 別図表示②のとおり で ら同市境一丁目五百三十五番九地先ま 別図表示(1)のとおり 区域変更箇所



9 令和5年3月14日(火曜日) 京 都 公 報 (第17777号) の項中 改 削 その他陸こう及び 第二百九十五号)の一部を次のとおり改正する。 逆流防止扉 ●東京都告示第二百四十二号 先」を削り、 (第1グループ) 月月月 GGG ------21 18 17 (第2グループ) 別 表 南 北 呑 貴 陸こう 港G-2 B ŋ 逆流防止扉 その他陸こう及び 港南G-3 港南G-2 港南G-1 港G-2 東京港海岸保全施設操作規程 (第2グループ) (第1グループ) 港南G-3 港南G-2 港南G-1 令和五年三月十四日 同欄 同欄一〇中「第2グループ」を「第1グループ」に 砂町排水機場」 前前川船 中口を一とし、 同表 堀 堀 水水 の項中 水水 門門門の項を削り 東京都知事 に改め、 及び 逆流防止扉 その他陸こう及び 月月月 GGG - - - 1 21 18 17 同欄一三中 (第2グループ) (第1グループ) 港南G-3 港南G-2 港G-2 港G-2 港南G-1 「江東区新砂三丁目八番地 同項操作基準の欄 (昭和五十五年東京都告 小 同 表 辰砂 池 「全て」を「第2 心 一排水機 百 を 合子 一中(一)を 場場 示 三 四 年東京都規則第二百四十三号) 同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特 条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、 グループ」に改め、 定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 特定非営利活動促進法 藤崎 代表者の氏名 更新された認定の有効期間 江木 代表者の氏名 次のとおり公告する。 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・セン 令和四年八月三日から令和九年八月二日まで 江戸川区中央四丁目二十番十八号 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人トラッソス 令和五年三月十四日 について 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 ひかり 公 同欄一中三を二とし、 東京都知事 (平成十年法律第七号) 第五十一 告 第二十二条の三の規定によ 小 米富ハイツ一階 池 四を三とする。 百 合 (平成十 子 三 \equiv 兀 Ŧi. 匹 四 ンション一〇二 主たる事務所の所在地 秋山 代表者の氏名 名称 更新された認定の有効期間 熊本県熊本市中央区辛島町六番二号 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル 名称 更新された認定の有効期間 更新された認定の有効期間 特定非営利活動法人m 令和四年九月二十二日から令和九年九月二十一日まで 佐賀県佐賀市駅南本町五番五号 神奈川県横浜市西区高島二丁目五番五号 その他の事務所の所在地 港区南青山三丁目一番三十号 渋谷区代々木二丁目三十六番四号 令和四年十月十日から令和九年十月九日まで 江東区豊洲六丁目四番十八号 令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで 正子、 濱松 美穂 a g 鈴木 g e, 美穂 代々木プリンスマ s ペアレントビル

t o k У

(第	177	77号)	١							東	Į	F	都	公	報				令和	15年	3月	14	3(火	(曜日)	10
八変更前の小売業者	称言のように名	業者の氏名又は名七 変更を行った小売	の氏名又は名称で要後の小売業者		五変更前の小売業者	1		設置者名	二 店舗所在地	店舗名	東	令和五年三月十四日	号)に到着するよう提出	问	添えて、令和五年三月十	あっては所在地)三意見	にあっては団体名及びそ	とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二項	その届出及び添付書類を縦覧に供する	準用する法第五条第三項の規定により次	舗の変更について届出が	「法」という。)第六条	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立
渋谷区本町二丁目六番三号(株式	4	名株式会社ゴンチャジャパンほか七	十八名		株式会社ゴンチャジャパンほか七	号ほか	々木二丁目二	ほか一名	新宿区西新宿一丁目一番三号ほか	宿駅南口専門店ビル・小田急新小田急百貨店本館ビル・小田急新	東京都知事 小 池 百合子		してください。	一部	令和五年三月十四日から四月以内に東京都産業労	三意見を述べる理由」を記載した書面を	は団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「⑴氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	縦覧に供する。	の規定により次のとおり公告し、	.があったので、同条第三項において	項の	6(平成十年法律第九十一号。以下	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
八変更後の小売業者	の氏名又は名称	と 変更前の小売業者代表者名	六変更後の設置者の	五変更前の設置者の	設置者住所		三 設置者名	二 店舗所在地		一 店舗名			十六 縦覧時間			十五 縦覧期間		十四 縦覧場所	十三 届出日	十二 変更日		十一 変更後の小売業	十一変更前の小売業者	変更後の小	の住所
株式会社スーパーバリューほか七) 1	朱式会社スーパーバリユーまか六	新居田 滝人	小林 昭次	宿区	ングス	株式会社新都市ライフホールディ	品川区八潮五丁目五番三号	リア	八潮ショッピングセンター パト	H is a second of the second of	寺までを余く。 分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十	条例第十号)に定める休日を除く。	日に関する条列(平戊元年東京都一十四日まで。ただし、東京都の休一	令和五年三月十四日から同年七月	一号)	東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年二月二十二日	令和五年三月三十一日ほか	ほか	木村 治 (株式会社アダストリ	リア)ほか 福田 三千男(株式会社アタスト	ゴンチャジ	会社ゴンチャジャパン)ほか
の氏名又は名称	七 変更前の小売業者	代表者名 変更後の設置者の	代表者名代表者名			三 設置者名	二 店舗所在地		店舗名			十六 縦覧時間			十五 縦覧期間		十四縦覧場所				十一 変更後の小売業	の代表者名	十変更前の小売業者	称業者の氏名又は名力。変更を行った小売	
	株式会社マルエツほか七名	新居田 滝人	八木田ンン	ト	近着 医所着 いて 目し 香一子	株式会社新都市ライフホールディ	江戸川区清新町一丁目三番六号	センター	葛西クリーンタウンショッピング		時までを除く。	予にご。 こご くここ 、 p = & - 年前九時三十分から午後四時三十	条例第十号)に定める休日を除く。	日に関する条例(平成元年東京都一四日記)	上四日まで。 こご く 東京郡り木令和五年三月十四日から同年七月	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年三月一日	令和四年十月二十日ほか	社) ほか	伊藤 治(日本総合住生活株式会	会社)ほか	石渡 廣一(日本総合住生活株式	日本総合住生活株式会社ほか一名	名

11 令和5年3月14日(火曜日)	東京都	公	報			(第17777号	<u>,</u>
その届出及び添付書類を なお、法第八条第二項 なお、法第八条第二項 にあっては団体名及びそ にあっては所在地) 巨意見 添えて、令和五年三月十 働局商工部地域産業振興 骨別に到着するよう提出 令和五年三月十四日	準用する法第五条第三項舗の変更について届出が「法」という。)第六条「法」という。)第六条	大規模小売	十三 縦覧時間		十二縦覧期間	届出日 の氏名又	八 変更後の小売業者
その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)二住所(団体ににあっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和五年三月十四日	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、舗の変更について届出があったので、同条第三項において「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	時までを除く。	条例第十号)に定める休日を除く。日に関する条例(平成元年東京都十四日まで。ただし、東京都の休	令和五年三月十四日から同年七月一号)	令和四年十一月三十	業者 株式会社マルエツほか八名
一 意 意 条	<u>+</u>	+	九八	七六		= -	
大規模小売店舗立地大規模小売店舗立地法を第一項の規定により大規模小売店舗立地法を第一項の規定により大規模小売店舗立地法を第一項の規定により大規模小売店舗立地法を第一項の規定により大規模小売店舗立地法を第一項の規定によりた。	縦覧時間	縦覧期間	縦覧場所	変更日位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数変更前の駐車場の 設置者住所	設置者名 店舗所在地	東
一 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八大規模小売店舗の規定により次のとおり意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和五年三月十四日 東京都知事 小 池 百合子 市舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル	中国日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都日に関する条例(平成元年東京都日に関する条例(平成元年東京都のまで。ただし、正午から午後一時までを除く。	五年三月十四	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業 令和五年二月二十八日	令和五年十一月一日 店舗内 百二十台	店舗内 百七十台 中央区日本橋大伝馬町七番三号	一リック株式会社 区前野町三丁目二十	東京都知事 小 池 百合子
			七 縦覧時間	六 縦覧期間	五 縦覧場所 根要	ア	二 店舗所在地
			ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。る休日を除く。	まで。ただし、東京都の休日に関する条令和五年三月十四日から同年四月十四日(新宿区西新宿二丁目八番一号)	東京都産業労働局商工部地域産業振興課令和五年三月二日	葛飾区長東日本旅客鉄道株式会社	葛飾区新小岩一丁目六百十八番地三ほか

_	(第17777号)	東	京	都	公	報	令和5年3月14日(火曜日)	12
発行								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 郵(石三二十一)一一一一(代) 郵(居三一十一) 平京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号(1) 1 1 1 1 1 1								
計 京 都								
○ 新 〒 完								
告 西 新 _云								
二 着 星 📙								
三丁								
一 目 一 八								
一番								
一								
郵便番号								
定 価								
一 本 筒 号								
. 頁 *								
送六								
科 ̄ ┃ を 六 ┃								
含〇三								
3 円 円 円								
印刷所								
電 東 勝								
話								
文								
1(三)								
八 日 刷								
三一株								
五真式								
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解113一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号10日 一								
一番 会 心 七								
号 社								
郵便番号 13-0001								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
FSC								
FSC* C006270								